

精華町内部統制基本方針

精華町では平成31年2月に公共工事発注を巡る入札不正事件が発生しました。この事件の実態把握及び原因究明のために設置された、精華町重大事件等調査委員会及び町議会重大事件等対策特別委員会から、再発防止のための方策として内部統制体制整備が提言されたことを受け、内部統制の整備及び運用を実施するため、内部統制に関する方針を策定しました。

今後、この方針に基づき内部統制を推進することにより、今まで以上にコンプライアンスの徹底及びリスク管理による不祥事等の未然防止、並びに適切かつ効率的な業務遂行に取り組めます。

1. 内部統制の目的

次に掲げる内部統制の目的を達成するため、既存のルールや取組を活用及び改善しながら、内部統制制度を構築し、リスクへの対応を行ってまいります。

(1) 業務の効率性かつ効果的な遂行

内部統制により業務上のリスクを管理することで、職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の業務水準を保つための環境を整備するとともに、その業務の目的達成における効率性及び有効性を検証し、必要な見直しを行います。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

内部統制により財務等に関する適正な業務執行、正確な情報提供等ができているかを確認することで、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

内部統制に組織的に取り組むことにより、町民の皆様からの信頼の基礎となる法令、その他の規範を遵守した業務執行を確保します。

(4) 資産の保全

資産には、有形の公有財産のほか、知的財産、住民に関する情報などの無形の資産を含みます。内部統制により資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われているかを確認し、適切な保全を図ります。

2. 内部統制の対象とする事務

建設工事等発注にかかる入札契約事務及び随意契約事務

3. 内部統制の有効性の確保

内部統制を有効に機能させるため、次の取組を行います。

(1) 内部統制の推進体制

規則で定めるところにより、町長を最高責任者とする全庁的な推進体制の下で、各所属ごとに部長等を責任者とする体制を構築し運用します。

(2) 内部統制の評価及び公表

内部統制の整備及び運用の状況について、毎年度評価し、その結果を公表します。

(3) 内部統制の見直し

評価結果や監査委員の審査意見等を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

令和7年10月1日

精華町長 杉浦正省

(令和5年1月1日制定)

(令和7年10月1日改定)